

宇情審答申第2号
平成11年2月19日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会
会長 佐藤 幸治

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成10年7月31日付け10宇保推第126号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

なお、この件について、別紙のとおり要請します。

記

「予防接種（日本脳炎）健康被害による医療費、医療手当、障害養育年金の認定申請について」に係る情報部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

実施機関の決定は、妥当である。

なお、予防接種に関する情報が市民の生命、身体、健康に深く関わるものであり、市民にとって極めて大きな関心事であると認められることから、実施機関に対し別紙のとおり要請を行う。

第2 異議申立ての経過

1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成10年4月6日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、実施機関に対し「日本脳炎ワクチン接種後の事故（平成6年度）の救済申請・認定に関する文書の全て（調査委員会の議事録を含む。）」を請求内容とする情報公開請求書の提出を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の請求内容に該当する文書の特定及び当該文書の公開に係る決定

実施機関は、請求内容に該当する文書として、予防接種による健康被害の救済措置としての給付に係る申請から認定に至る法に定める手続きの過程で実施機関が取得又は作成した文書、すなわち、「予防接種（日本脳炎）健康被害による医療費、医療手当、障害養育年金の認定申請について」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、同年5月25日、条例第10条第1項の規定による情報部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

本件文書は、次の文書で構成されている。（表記の便宜上、以後、各文書を当審査会においてそれぞれに付したアルファベットにより表示する。）

- A 医療費、医療手当請求書及びその添付書類（a－医療費、医療手当の認定申請について（厚生大臣、京都府宛）、b－受診証明書、c－診断書、d－診療費請求明細書、e－入院時指示箋、f－経過表、g－ICU指示簿、h－宇治市予防接種健康被害調査委員会意見書、i－予防接種健康被害発生報告書、j－予防接種実施証明書、k－住民票）
- B 疾病の認定書（宇治保健所長、厚生大臣、京都府保健福祉部から）
- C 障害児養育年金請求書及びその添付書類（a－予防接種健康被害による障害児養育年金の申請について（厚生大臣、京都府知事宛）、b－診断書（2種類）、c－予防接種実施証明書、d－住民票、e－健康保険証写し）
- D 障害の認定について（京都府保健福祉部長、厚生大臣から）
- E 会議記録

なお、Aのiは部分公開され、それ以外の文書については非公開とされている。

3 異議の申立て

平成10年7月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の公開を求める。

2 主張

- (1) 異議申立書は、別紙1のとおり。
- (2) 意見書は、別紙2のとおり。
- (3) 意見陳述された内容は、概ね次のとおりである。

ア 主張について

この処分は、公開請求した情報が社会的要請のある情報であることと個人のプライバシーを保護することの関係について全く考慮がされていない。時代の流れの中で、このように公開を求める社会的要請が出てくれば、その情報についての取扱いが変わりうるものではないか。

イ 予防接種に係る情報が社会的に要請される背景について

(ア) 私は、「予防接種情報センター京都」の看板をあげている。予防接種について相談を持ちかけてくる人は「病気はさせたくないが副作用はこわい」という思いを持ってみんな悩んでいる。予防接種に従事する医者も必ずしも十分な予防接種に関する知識をもっていない。

(イ) 自然感染の日本脳炎患者、あるいは日本脳炎により重篤な後遺症を残したり死亡した人は、90年代には1桁しかいない。

それも、予防接種の対象になっている子供たちにはほとんど患者はいない。そういう中で、ワクチンによる副作用として重篤な後遺症が発生している。つまり、自然感染の脅威がない中で、人為的なワクチン接種が悲惨な事故を起こしている状況がある。こういった事実を知れば、だれもが予防接種について迷い、疑問を持ち、また見直しが必要であると考えざるを得ない。

(ウ) 現行予防接種法は、国民が接種するかどうかの判断を主体的に行えるように、情報を提供することをその理念としていると理解している。

ウ 個別の公文書について

実施機関は、理由説明書の中で、予防接種健康被害発生報告書について、京都府で既に公開されているからその全部を非公開としなかったとしているが、宇治市が主体的に判断すべきではないか。京都府で接種年月日や会

場が既に公開されているからというのは理由にならず、整合性、一貫性がない。

私が知る限りでは、全国的に接種年月日や会場は公開している。宇治市は、全国的な流れを後退させている。

エ 要望について

実施機関のこの処分が妥当であるとの結果が仮に出されるとしても、別の方法で、個人のプライバシーを侵害しない範囲で、社会的に要請されている情報として出せる方策がないかを検討していただきたい。接種年月日を出さないまでも、接種後何日目かとその症状、認定の事実、現在の状況についてまとめて、市民に日本脳炎ワクチンを受けるかどうかの判断材料の一つとして出すのが行政の努めであろう。

具体的な提案として、この一件だけを取り上げるのではなく、厚生省で出しているデータの中にこの一件のデータを入れて、被害者本人が分からないかたちで市民に提供すればよい。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙3のとおり。

第5 判断

1 基本的考え方

条例の解釈及び運用は、市民の権利を十分に尊重し、原則公開の立場に立って厳正に行わなければならないことはいうまでもないが、公開請求された情報の性質によっては、やむを得ず非公開とせざるを得ない場合もある。特に個人に関する情報については、公開の可否の判断に際し慎重に取扱う配慮が必要である。

当審査会は、以上のことを十分に踏まえた上で、本件文書を公開すべきかどうかを判断するものである。

2 本件文書について

(1) Aは、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第12条第1号で規定する医療費及び医療手当の給付を受けるために必要である法第11条第1項に規定する認定を受けるため、宇治市長が厚生大臣にした認定申請に係る文書である。

当該文書には、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第10条及び第11条に規定する事項等及び宇治市予防接種健康被害調査委員会の調査報告について記載され、その内容は、概ね次のとおりである。

ア 医療を受けた者の氏名、生年月日及び住所

- イ 医療を受けた者が受けた予防接種の種類並びに当該予防接種を受けた期日及び場所
- ウ 医療を受けた医療機関等の名称及び所在地
- エ 医療に要した費用の額
- オ 医療の内容
- カ 医療を受けた日の属する月
- キ その月において医療を受けた日数
- ク エ、カ、キの事実を証明するもの
- ケ 健康被害が予防接種によるものかどうかの判断

(2) Bは、前記(1)に対する法第11条第1項に規定する認定に係る文書である。当該文書には、認定の事実、対象となる疾病名、給付の対象期間が記載されている。

(3) Cは、法第12条第2号で規定する障害児養育年金の給付を受けるために必要である法第11条第1項に規定する認定を受けるため、宇治市長が厚生大臣に提出した文書である。

当該文書には、法第11条の2に規定する事項等が記載されており、その内容は、概ね次のとおりである。

- ア 障害児の氏名、生年月日及び住所
- イ 請求者の氏名、生年月日及び住所
- ウ 障害者が受けた予防接種の種類並びに当該予防接種を受けた期日及び場所
- エ 障害児が一定の障害の状態に該当するに至った年月日
- オ 障害者の障害に関する医師の診断
- カ エ及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明するもの
- キ 障害児の属する世帯の全員の住民票の写し
- ク 障害児を養育することを明らかにすることができるもの

(4) Dは、前記(3)に対する法第11条第1項に規定する認定に係る文書である。当該文書には、認定の事実、給付の対象となる障害及び該当年月日並びに障害の程度が記載されている。

(5) Eは、予防接種健康被害調査委員会の会議の記録である。

当該文書には、Aのhに係る会議の要旨が記載されている。

3 本件文書の公開の可否に係る判断について

健康被害を受けた者が法に定める手続きを行った事実は、身体に障害を有することを強く示唆又は明らかにするものであり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報に該当する。これらのことが記載された文書は、極めてセンシティブなものであり、結果として非公開とすることも

やむを得ないものである。

本件文書を構成する各文書には、個人の氏名が記載されているため、特定の個人が識別され得るものであることは言うまでもない。

本件文書に係る健康被害事故については、宇治市議会定例会の一般質問で当該健康被害に係る患者の氏名は伏せた上で言及され、そのことが新聞報道されたところ、その記事を見た患者の保護者の友達が患者を特定することにつながったという経過がある。

特に、このような場合における個人に関する情報については、公開することにより個人の権利利益が一旦損なわれればその回復はほとんど不可能である。

本件文書が極めてセンシティブであること、又氏名が伏せられていたにもかかわらず患者が特定されたという経過を考慮すれば、本件文書は部分的であっても公開することができないものである。

なお、本件文書は、条例第6条第2号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないことは言うまでもない。

以上により、本件文書は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、条例第6条第2号本文に該当するものと判断する。

第6 結語

よって結論のとおり答申する。

10宇情審第2号

平成11年2月19日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会

会長 佐藤 幸治

予防接種についての市民へのより積極的な情報提供について（要請）

平成11年2月19日付け宇情審答申第2号により答申を行うに際し、当審査会は、下記の要請を行います。

記

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（平成6年8月25日厚生省発健医第213号）及び予防接種の実施について（平成6年8月25日健医発第962号）によれば、予防接種は、伝染のおそれがある疾病の発生や蔓延を予防することを目的とするものであり、感染症対策を講じる上において重要な役割を担っているものとされています。しかし、その一方で、予防接種による健康被害事故が跡を断たず、より適切な行政の施策が求められているところです。

予防接種法第19条第1項において「国民が正しい理解の下に予防接種を受けるよう、予防接種に関する知識の普及を図る」ことを国の責務として規定していますが、このことは、予防接種に関する情報が、国民にとってまさにその生命、身体、健康に深く関わる極めて大きな関心事であるといえ、国民に最も知らされなければならない情報であることを表しているものと考えられます。

ところで、このような予防接種に関する情報の意義を考えれば、国だけではなく都道府県や予防接種の実施主体である市町村長も、当該自治体の住民が予防接種を正しく理解した上で接種を受けるかどうかを判断できるよう、予防接種に関する知識の普及を図る責務を有していると考えなければなりません。しかしながら、予防接種による健康被害事故が跡を断たないことを考えれば、安全な予防接種を受けることができるための国等の施策は必ずしも十分であるとはいえないと考えます。

例えば、薬害による健康被害に目を向けても、あえてその被害者が法廷に立ち、自らのプライバシーを犠牲にすることによってしかその実態が明らかにされなかったのではないのでしょうか。

これらのことから、国等行政は、国民が予防接種を正しく理解した上で予防接種を受けるかどうかを判断できるよう、あらゆる方法、あらゆる場面で予防接種の有効性・安全性に関する知識の普及の推進に、より一層積極的に取り組まなければならないものと考えます。

このような立場から、当審査会は、宇治市長に対し、次のことを要請します。宇治市長は、個人が特定されない方法で、予防接種の有効性・安全性に係る情報として接種から疾病の発症までの期間、症状の内容及び経過、当該疾病が当該接種によるものとする厚生大臣の認定の有無等に係る情報を広く市民に提供し、予防接種に関する知識の普及をより一層推進することにより、市民がより適切な判断ができるように努めるべきである。